

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第四条の二関係） 劇物</p> <p>一〇十一の八（略）</p> <p>十一の九 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (33) (略)</p> <p>(34) N—(—シアノ—・ニ—ジメチルプロピル)—ニ—(二・四—ジクロロフェノキシ)（プロピオンアミド及びこれを含む製剤）</p> <p>(35) N—「(RS)—シアノ（チオフェン—ニ—イル）メチル」 —四—エチル—ニ—（エチルアミノ）—・三—チアゾール— 五—カルボキサミド（別名エタボキサム）及びこれを含む製剤</p> <p>(36) 四—シアノ—四—ビフェニリルトランス—四—エチル— —シクロヘキサニルカルボキシラート及びこれを含む製剤</p> <p>(37) (144) (略)</p> <p>十二〇十九（略）</p> <p>十九の二二・四—ジクロロ—α・α—トリフルオロ—四—ニトロメタトルエンスルホンアニリド（別名フルスルフアミド）及</p>	<p>別表第一（第四条の二関係） 劇物</p> <p>一〇十一の八（略）</p> <p>十一の九 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (33) (略)</p> <p>(34) N—(—シアノ—・ニ—ジメチルプロピル)—ニ—(二・四—ジクロロフェノキシ)（プロピオンアミド及びこれを含む製剤）</p> <p>(35) 四—シアノ—四—ビフェニリルトランス—四—エチル— —シクロヘキサニルカルボキシラート及びこれを含む製剤</p> <p>(36) (143) (略)</p> <p>十二〇十九（略）</p> <p>十九の二二・四—ジクロロ—α・α—トリフルオロ—四—ニトロメタトルエンスルホンアニリド（別名フルスルフアミド）及</p>

びこれを含む製剤。ただし、二・四―ジクロロ― α ・ α ・ α ―トリフルオロ―四―ニトロメタトルエンシルホンアニリド〇・三%以下を含むものを除く。

二十 一・三―ジクロロプロペン及びこれを含む製剤

二十一から二十四まで 削除

二十四の二 ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート（別名ジノカップ）及びこれを含む製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート〇・二%以下を含むものを除く。

二十四の三〇六十八（略）

びこれを含む製剤。ただし、二・四―ジクロロ― α ・ α ・ α ―トリフルオロ―四―ニトロメタトルエンシルホンアニリド〇・三%以下を含むものを除く。

二十から二十四まで 削除

二十四の二 ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート（別名ジノカップ）及びこれを含む製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート〇・二%以下を含むものを除く。

二十四の三〇六十七（略）